

滋賀労働局発表  
平成27年4月30日(木)

担	滋賀労働局雇用均等室
当	室長 吉永佳代 室長補佐 山本久恵 TEL: 077-523-1190

## 改正次世代法に基づく一般事業主行動計画の届出は 99.0%に

### ポイント

- 次世代法が改正され、**法律の有効期限が平成37年3月31日までの10年間延長**
- 101人以上の従業員を雇用する事業主は**一般事業主行動計画を策定、届出の義務**
- 滋賀県内の企業の届出率は**99.0%**

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という）が改正され、法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。このため、引き続き、次世代法に基づき従業員の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画（以下「行動計画」という）を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります（常時雇用する従業員が101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務）。

滋賀労働局管内では、届出の義務企業は4月27日現在401社で、そのうち397社からの届出があり、届出率は99.0%です。

滋賀労働局では、引き続き、行動計画の届出の徹底を図り、次世代育成支援対策の推進を図ってまいります。

### 【滋賀労働局管内の状況 4月27日現在】

従業員101人以上企業数	うち「行動計画」届出数	「行動計画」届出率
401社	397社	99.0%

添付資料：参考

リーフレット

リーフレット

「滋賀県の年齢別女性労働力率」

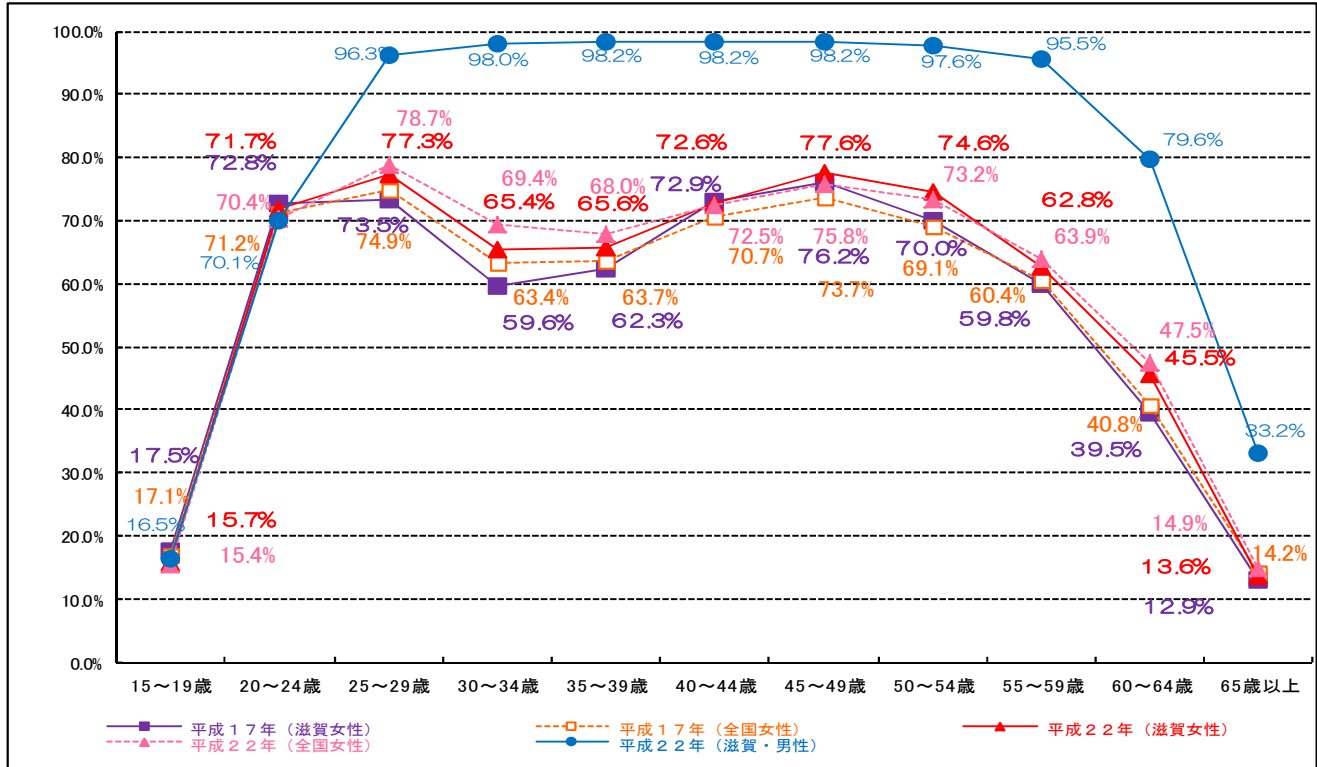
「次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、新たな認定制度が創設されます！」

「このマークをご存知ですか？」

( 参考 )

## ◆ 滋賀県の年齢別女性労働力率

- 滋賀の女性労働力は出産・育児期の女性労働力率が全国に比べて低くなっています。
- 出産、育児期の女性労働力率を上げるためには、企業における次世代育成支援対策が求められます。



## ◆ 次世代育成支援対策推進法とは

次世代法は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、2005年（平成17年）4月1日から施行されています。

この法律において、企業は、**従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」**を策定することとなり、常時雇用する従業員が101人以上の企業は、この行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、認定（くるみん認定）を受けることができます。

次世代法の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長され、新たな認定制度（くるみん認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たすと、特例認定（**プラチナくるみん認定**）を受けることができる制度）が創設されました。

